

新聞購読の契約

公益社団法人全国消費生活相談員協会

消費生活専門相談員 待鳥 三津子
まちどり

事例 一人暮らしの判断力が低下した母

(93歳)が、今購読しているA新聞にかわり、2年後から5年間のB新聞の契約をしていると分かった。現在、母はほとんど新聞を読んでいるのだが、もし2年後から配達されたら、契約期間が終了する頃には、母は100歳になっている計算だ。高齢者に対し、あまりにも強引ではないか。契約をやめさせたい。

高齢者の場合、その方の状況によっては新聞購読契約がおよそ必要のないケースがあります。相談事例もそのひとつです。

新聞購読契約で、期間が決まっている契約はいつでも解約できます。しかし期間を定めた契約は、基本的にその期間には購読する義務があるため、簡単に解約はできません。

トラブルにつながる多くは、勧誘員が訪問販売で行う、期間を定めた契約において発生します。この場合、契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフが適用されて契約解除が可能です。8日間を過ぎると解約は容易ではありません。

寄せられる相談からは、事例に見られるような、判断力が低下した高齢者に必要な長期間の契約をさせたといったケースの他、契約しないと断ったのに、強引に居座られて仕方なく契約した、過大な景品類を提供されて思わず契約してしまった等の、勧誘時における問題点が浮かび上がってきます。景品類は上限額が定められています。それに違反した契約だからといって直ちに解約できるわけではありません。

こうしたトラブルを受け、平成25年11

月、日本新聞協会及び新聞公正取引協議会がガイドラインを定め、判断力が低下した高齢者に対する契約や上限額を超える景品類の提供による契約である等、不適切な契約と認められる場合、及び、死亡や転居などの考慮すべき事情がある場合においては解約に応じ、景品類の返還も請求しないよう、さらに、読者都合の解約にも丁寧な話し合うよう示しました。

クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘状況や契約内容に問題があれば、取消しの主張や解約交渉が可能な場合があります。迷わず、消費生活センターにご相談ください。

私たち消費者にも、長期間の購読契約は避ける、高額な景品類の提供を受けない等、契約に際しての慎重さが求められています。